

令和8年度

水道メーター購入仕様書

大阪広域水道企業団

柏原水道センター

目次

1. 適用範囲

- (1) 口径及び発注個数
- (2) 納期
- (3) メーター番号等の打刻

共通仕様書

1. 適用法令及び適用規格

2. 用語の定義

3. メーターの仕様

- (1) 構造・寸法
- (2) 材質
- (3) 表面処理の仕様及び表示
- (4) 塗装
- (5) 表示

4. バーターの下取りメーター

5. 納品

- (1) 納品場所
- (2) 梱包
- (3) パッキン等
- (4) メーター成績報告書

6. 納品検査

- (1) 検査場所
- (2) 検査内容

7. 異常メーター調査

8. その他

1. 適用範囲

本仕様書は、柏原水道センター（以下「当センター」）が購入する水道メーター（以下「メーター」という。）に適用する。

（1）口径及び発注個数

① 口径 20mm 修理品

② 発注個数 350 個

※赤色メーターはありません。

（2）納期及び支払条件について

納期：令和 8 年 10 月 20 日（火）まで

支払条件：適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内

（3）メーター番号等の打刻

メーターのふた及び上ケースの表面には、「柏」の文字、発注書にて別途指定するメーター番号及びアルファベットの大文字「A」または「AB」を誤読又は難読のおそれがないように鮮明に打刻し、ふたの裏面に検定有効期限を容易に消えない方法により明記すること。

共通仕様書

1. 適用法令及び適用規格

納入者が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

①計量法

②水道法施行令

③日本産業規格及びその引用規格（最新版を適用する。）

・ JIS B 8570-1(水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様)

JIS B 8570-1 は、13～40mm までのメーターについて、各社修理可能な互換性のあるケースを使用するため、付属書 JA のメーター寸法、及び付属書 JB の計量特性を引用する。

・ JIS B 8570-2(水道メーター及び温水メーター 第2部：取引又は証明用)

2. 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す本工業規格及びその引用規格による。

・ JIS B 8570-1(水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様)

・ JIS B 8570-2(水道メーター及び温水メーター第2部：取引又は証明用)

・ JIS Z 8103(計測用語)

3. メーター仕様

(1) 構造・寸法

メーターの構造・寸法は次表による。

①口径 13mm～100mm

口径	呼 び 方				計量特性		備考
	メーターの種類	構造	種類	構造	Q_3	Q_3/Q_1 (R)	
13	接線流羽根車式	単箱	直読	乾式	2.5	100	統一型
20	接線流羽根車式	複箱	直読	乾式	4	100	統一型
25					6.3	100	統一型
40	縦型軸流羽根車式	複箱	直読	乾式又は湿式	16	100	統一型
50	縦型軸流羽根車式 (ウォルトマンタイプ)	—	直読	乾式又は湿式	40	100	統一型 又は 非統一型
75					63	100	
100					100	100	

②口径 150mm

メーターの種類	電磁式 ウエハタイプ
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)	160 以上
定格最大流量 (Q_3) (m/h)	400
表示方式	液晶デジタル表示

(注 1) 接続方式はフランジとする。

(注 2) 電池は、内蔵式リチウム電池等（寿命 8 年以上）とすること。

(注 3) メーターの有効期限まで、常時防水（水深 1m 以内）での使用に耐えることができる構造であること。

(2) 材質

- ① メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、「2 適用法令及び適用規格」に規定する「給水装置の構造及び素材の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。
- ② 銅合金製のものは、JIS H 5120 CAC406、または同等以上の強度、耐久性、耐食性等を持つ材質表記「B」または「E」の鉛レス銅合金材料とする。
- ③ 乾式表示部は、水の透過によるガラス面の曇りが発生しにくい構造及び材質とする。

(3) 表面処理の仕様及び表示

材質が JIS H 5120 CAC 406 のメーターは、内外面とも下表に掲げる鉛浸出防止対策のいずれかの処理を行うこと。

表面処理工法	処理方法
表面改質処理	材料表面の鉛を化学的に除去する表面改質
表面塗装処理	材料表面の樹脂塗料による焼付コーティング

(4) 塗装

メーターの塗装は、新設・取替等用については蓋のみ塗装。但し、無着色透明の酸化防止処理をすること。工事用については全塗装。日本水道メーター工業会の下記指定色とする。

新設・取替等用（蓋のみ）＝ J WMMOO－A 0 3 (色相＝P B)

工 事 用 ＝ J WMMOO－A 0 6 (色相＝R P)

(5) 表示

メーターには、ケース、目盛板、銘板、又はふたに、次に掲げる項目を明瞭に、かつ、消滅しないように表示する。

- ① JIS B 8570-2 で規定されているもの
 - ・ 計量単位
 - ・ Q_3 の値
 - ・ Q_3/Q_1 (R) の値
 - ・ 製造事業者名又は登録商標又は届出記号
 - ・ 製造年（型式承認表示を付した年で代用可）
 - ・ 製造番号
 - ・ 流れの方向（メーター本体の両側）
 - ・ Q_2/Q_1 の値（ Q_2/Q_1 の値が 1.6 でない場合表示する）
 - ・ 最大許容使用圧力値（1 MPa を超える場合）
 - ・ 取付姿勢
 - ・ 水温等級（T30 でない場合）
- ② 当センターが指定するもの（原則として目盛板に表示）
 - ・ 型式承認番号
- ③ 当センターが指定するもの（外ケース）
 - ・ 鑄造年
 - ・ 材質記号
 - ・ 口径

4. バーターの下取りメーター

当センターでは 40 mm 以下のメーターについて、原則 2 度の修理を行った後、バーターとしているため、下取りメーターは主に製造から 21 年～25 年を経過したものとなる。ただし、故障による取替や工事用メーターとして使用したメーターは検定満期を迎える前に取り替えているため、一部製造年度が新しいメーターを下取りメーターとする場合がある。

また 50 mm 以上のメーターについては、大半が非統一型の鑄鉄製のメーターが下取りメーターとなる。

5. 納品

（1）納品場所

メーターは、玉手浄水場水質検査室棟（住所地：大阪府柏原市玉手町 17 番 1 号）に納品をすること。

（2）梱包

13～40 mm の納品時、プラスチックケースを使用し、製造業者名、口径、ケース番号、メーター番号（最小から最大番号）、検満年月を明記すること。

(3) パッキン等

- ①40 mm以下のメーターはパッキン付とし、箱または袋にまとめて梱包し、枚数を明記すること。
- ②50 mm以上のメーターはパッキン及びステンレス製（焼付防止）ボルト・ナット付き
- ③50 mm以上の補足管は伸縮管とする。
- ④150mm のメーターは遠隔表示器（8 ビット）並びにコード（10m 以上）

(4) メーター成績報告書

メーター成績報告書及びメーター器差表、またメーター修理にあたっては、表面処理を行った旨の証明書を A4 用紙または電子メールで提出すること。

6. 納品検査

(1) 検査場所

納品検査は原則として納品場所で行う。

(2) 検査内容

次の検査を行う。

- ① 納品数量、メーター番号の確認
- ② 基準適合証印又は検定証印の確認
- ③ 外観・形状検査

7. 異常メーター調査

納品された新品及び修理メーターが検定満期以前に異常（早動、遅動、不動等）となった場合は、当センターの指示により原因についての調査を行うこと。

8. その他

請求書は、すべての納品が終わり、当センターの職員が検収した後、提出すること。